

AA 研共同研究プロジェクト

『マルセル・モース研究—社会・交換・組合』平成 21 年度第 1 回研究会

日時 2009 年 5 月 16 日（土）午後 1 時 30 分より午後 6 時 30 分まで

場所 AA 研セミナー室（301 室）

内容

1. 佐久間寛（本学大学院生）

「モース『贈与論』における"propriété"と"possession": 政治経済学的背景の検討から」

2. 渡辺公三（立命館大学）

「『贈与論』第三章、古代法および古代経済に残存するこれらの原理、I におけるモースによる初期古代ローマ法解釈とローマ法に関するラテン語への対処法について」

3. 真島一郎（AA 研所員）

「二様の社会結合を架橋する共示作用の特異性について — モース『贈与論』」

1. モース『贈与論』における"propriété"と"possession": 政治経済学的背景の検討から

本発表では、『贈与論』における 2 種の所有概念"propriété"と"possession"の問題を検討した。これらの語彙は、フランス法学（とくに民法）の脈絡において、それぞれ「所有（権）」と「占有」と訳される。ただし本発表で議論の足がかりとしたのは、ゴドリエによるモース『贈与論』の再読（『贈与の謎』）の過程で導入された、以下の所有／占有概念の区別である。

ゴドリエによると、『贈与論』にはこれまで看過されてきた問題がある。「譲渡可能な物品」と「譲渡不可能な物品」の区別という問題である。ゴドリエは、モースが両者の区別に細心の注意を払っていたことを高く評価しつつも、その分析が前者の範域にとどまった結果、レヴィ=ストロースの交換一元論的な読解が招かれたことを批判する。ゴドリエによれば、譲渡可能な物品の交換過程からえられるのは一時的な「占有」の問題にすぎない。贈与の謎を解く鍵はむしろ、譲渡不可能な物品の本源的「所有」にある。そう考えるゴドリエは、譲渡不可能な物品の聖性という問題や、この聖性によって保証される集団的同一性の問題の考察を経て、譲渡不可能な聖なる物の所有こそが譲渡可能な占有物の交換を可能にするとの見解を提出する。

以上のゴドリエの議論が注目し値するのは、そこで『贈与論』の非交換論的読解、つまり所有論的読解の可能性がしめされているからである。問題は、その根底にある、占有に対する所有の根源性という認識である。この認識はモースの議論というより、マルクスのアジア的生産様式論から導かれたものである可能性が高い。これに対し発表者は、『贈与論』に登場する"propriété"と"possession"の意味論的検討をつうじて、以下の論点を提出した。

(1) 『贈与論』における"propriété"は、かならずしも占有権と明確に区別されていない。この点はゴドリエによっても指摘されている。ただし、「ある種の所有権」や「厳密な意味での所有物」といった表現からもうかがえるように、モースは自覚的にこの語を曖昧に

用いている。この点を軽視するべきではない。

(2) "possession"については、この語彙がもつ政治経済学的意味と宗教的意味、すなわち(広義の)「所有」と「憑依」の意味とが、同一コンテキスト内に混在している点が注目される。「幸運(=財産)によって憑依されると同時に幸運を所持している」という表現からうかがえるように、この用法もまた意図的なものである。

(3) 物権と人権という一見自明の法概念を相対化してみせた『贈与論』の作者にとって、物を所有することとは物に所有されることでもある。したがって、ここでいう「所有」とは、"propriété"というよりむしろ、"possession"に近い。『贈与論』の底流には、"propriété"(狭義の所有)にたいする"possession"(占有を含む広義の所有)の根源性という認識が潜んでいると推察される。

(4) いまだ仮説にすぎない(3)の論点の傍証となるのは、『贈与論』執筆前後のモースのメモである(『著作集3巻』)。そこでは「所有制度が交換制度に先行していた」とするマルクス主義的所有論への反証として、「全体的供与体系」や「ポトラッチ」の問題がとりあげられている。「所有論」としての『贈与論』の真価は、それが既成の所有論批判であった点をふまえたうえで問われる必要がある(cf. 経済学批判としての『資本論』)。

(佐久間寛)

2. 「贈与論」第三章、古代法および古代経済に残存するこれらの原理、Iにおけるモースによる初期古代ローマ法解釈とローマ法に関するラテン語への対処法について

「贈与論」の上記の部分では、章としては短いながら、初期古代ローマ法の解釈が凝縮されて議論され、しかもラテン語の引用が数多くある。これらの翻訳はラテン語に堪能な専門家の助力をえて翻訳をおこなう以外にはないが、訳者として最小限の知識をえて一定の見通しを立てておく必要がある。その作業の方針について簡単な報告をおこなう。

まず参考にすべきローマ法の概説として『ローマ私法概説』(マックス・カーザー著、柴田光蔵訳、1979年、創文社)が見出しえたなかではもっとも適切だと考える。巻末には詳細な索引がありラテン語用語の標準的な訳語を確認できる。目についた範囲で挙げればobligatioは「債務関係」、praestareは「給付すること」、proprietasは「所有権」、possidereは「占有すること」とある。モースが重視するnexumは「拘束行為」である。日本語からラテン語の検索もできる。旧訳の弘文堂版でも訳者の専門に重なるためか、これらの標準的な語があてられている。

より重要なのは初期古代ローマ法を再解釈するモースの意図と方向をどう理解するかである。ローマ法に由来する語がフランス語においても「贈与論」の基本用語の多くを提供しているだけに、この点は重要である。たとえば重視されるnexumについては1904の『年報』から1909までの書評欄で同時代の主にドイツでの議論が検討され、1907のユヴランの「呪術と個人」論文および1922のダヴィの『誓約』までが参照されている。「贈与」の自発性と拘束性はまさにモースの議論の核心にある主題でもあり、「拘束行為」の細心の検討が求められるのも理解できる。書評について瞥見にとどまるが、ドイツでnexumをめぐる、近代的な市場と貨幣が媒介する関係にひきつける解釈とそれへの論争があるのに対して、ユヴランなどは法的行為の基礎に宗教観念を見出し、宗教観念が個人的動機に基礎づけられて「呪術」となる、というある意味では近代主義的な理解を提起する。その文

脈で *nexum* 解釈（呪術的拘束力）を提示するのに対して、モースは「もの」の授受が「もの」の人への拘束力の発現の契機を与えるという理解を一貫しようとする。「もの」の力の拘束力があるにもかかわらずなぜ贈与がおこなわれるのか、モースの問いをこのように表現できるとすれば、呪術論から贈与論への展開をたどる道筋はつけやすくなるのかもしれない。（渡辺公三）

3. 二様の社会結合を架橋する共示作用の特異性について — モース『贈与論』

18世紀のブルジョワ市民革命以来、フランス民法典の根幹に置かれてきたのは、契約の自由と所有権の不可侵からなる私的自治の原則である。だが、市場論理のスタティックな前提としての形式的平等は、実体経済の場における付合契約 *contrat d'adhésion* の出現等に伴い19世紀以後に崩壊し、以後は現実の政策面でも実質的平等をめざす社会国家ないしパテルナリズムへと舵が切られていく。『贈与論』が執筆された時と場は、18世紀民法典への概念的固執が上記の理由から弥増しに希薄となり法解釈の全面的転換が生ずる時期（by 小野秀誠）、すなわち両大戦間のフランス第三共和国であった点が注目される。

くわえて、『贈与論』の基幹概念のひとつである "*prestation*" を、同時代の国家論的脈絡に位置づけるうえで思いのほか好便な補助線となるのは、デュルケムとドイツ歴史学派経済学との思想上の親縁性をいち早く透視していた経済学者シュンペーターの、とくに『租税国家の危機』における「給付」の語用であろう。

ただし、この概念を『贈与論』の空間内部で十全に理解ないし翻訳するためには、近代の契約法や国家論の後景をなす「有機的」社会結合だけでなく、民族誌本来の記述対象と当時目されていた「機械的」社会結合の契機もまた、モースのテキスト中で特異なコンテクストのうちに併在している点が大きな鍵をにぎる。ラディカル・エコノミクスに属する贈与経済学の「贈与 *grants*」が、けっきょくのところ効用会計 *utility accounting* 上の一方向的な財の移転 *transfer* にすぎなかったように（by Boulding）、財政関連の文書では「交付 *tradition*」とさほど明確な弁別もなく用いられてきた「給付 *prestation*」の概念が、二様の社会結合を特異に — シュルレアリスティックに？ — 架橋するモースのテキストにあっては、いわば契約と贈与のはざままで宙づりにされつづけている。

なお、発表者は今回の研究会にあわせて、モース『ナシオン論』の語彙一覧を作成する作業が分担として割りふられていた。ひとまず抽出した基幹語彙のうち、上記共示作用との関わりで発表者が注目したのは、"*grande famille indivise*" とモースが記すさいの "*indivis*" という形容詞である。『ナシオン論』だけでなく『贈与論』にも登場するこの語は、法学者の手になる既存の日本語訳では、デュルケム家族論への配視を介した入念な訳者注記とともに「未分化（大家族）」と訳されているものの、それは本来「（財産等が）不分割の」を意味する近代民法用語であり、発表者の知るかぎり、20世紀前半のフランス民族学のモノグラフや植民地行政文書に、親族組織関連の素朴な記述でこの語はほとんど登場しない。「非分割権者としての家族」にとっての「贈与／給付」を「未開社会」のうちにさぐるという、きわめて特異なモースという主体を擬した両大戦間のテキストの、たとえばそれが特異たる所以であろう。（真島一郎）